

豪雨災害対策緊急アクションプラン 【 島 根 県 版 】

平成17年7月7日
島根県土木部

平成16年7月に新潟県・福島県、福井県などで発生した豪雨災害から明らかになった自然的・社会的状況の変化による新たな課題に的確に対応して、自然災害に対して安全で安心な社会の形成を図る必要がある。

このため、国土交通省では平成16年11月1日に社会資本整備審議会河川分科会に豪雨対策総合政策委員会を設け、改善すべき内容について審議された。これにより緊急に対応すべき事項について12月2日に「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」がまとめられた。

国土交通省では、この緊急提言を受けて各種施策について時限や数値目標を設けて緊急かつ強力にその具体化を図るものとして12月10日に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」を作成した。

そこで島根県においても、平成16年に発生した一連の豪雨災害が島根県で発生する可能性が十分あることを踏まえ、平成17年1月12日「豪雨災害対策緊急アクションプラン【島根県版】(案)」を作成し対応していたが、平成17年5月2日に水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という)が改正(平成17年7月1日施行)となりこのアクションプランを施行することとした。

この「豪雨災害対策緊急アクションプラン(島根県版)」は、今後5年以内を目標に実施する施策を明記したもので、次の5つを目標としている。

- ・ 島根県水防情報システム、土砂災害予警報システムの再構築や気象庁と連携した豪雨災害情報の提供と住民からの情報収集の充実
- ・ 洪水・土砂災害ハザードマップ作成支援による情報共有の推進
- ・ 堤防カルテの作成や河川現況の電子化による河川施設及び砂防関連施設の点検、管理の徹底及び強化
- ・ 関係機関との連携による地域防災力の強化
- ・ 「島根県水防計画」の改訂及び「河川等管理施設の維持管理における巡視・点検運用方針」、「砂防設備点検要領」、「傾斜地関係施設点検要領」の作成による体制・対応力の強化

豪雨災害対策緊急アクションプラン【 島 根 県 版 】

国が実施する施策	期間・数値目標等	島根県が実施する施策	期間・数値目標等	展開手法	担当
1. 送り手情報から受け手情報への転換を通じた災害情報の提供の充実					
(1) 中小河川等における洪水予測等の高精度化					
局所的降雨予測データを活用した中小河川の短時間での洪水予測情報の提供	平成16年度中にガイドラインを作成し、平成17年度以降5年間で、一級水系の主要な中小河川約900河川についてシステムを整備。主要な二級水系の約1000河川については準備の整った河川から順次実施。	洪水予報河川の早期指定と洪水予報の実施 洪水予報河川以外の主要な中小河川における洪水予測情報の提供	浜田川と益田川において洪水予報河川の早期指定を行い、平成18年度以降5ヶ年でシステム整備を実施。 洪水予報河川以外の主要な中小河川(水防警報河川)において洪水予測を平成18年度以降順次実施。	・総流防事業(情報基盤総合整備事業)	河川課
局所的降雨予測データの活用による従来より早い「土砂災害警戒情報」の提供	平成16年度に市町村への提供を試行。平成17年度以降3年間で、市町村、報道機関等への提供を全国で実施	気象庁と連携した土砂災害警戒情報提供の実施	H16、17年度に基準雨量の見直しや情報機器整備を行ない、H18年度本格稼働を目指す。	・総流防事業(情報基盤総合整備事業)	砂防課
(2) 受け手の判断・行動に役立つ河川等情報の提供					
氾濫域での浸水状況の情報提供	平成16年度にマニュアルを作成。平成17年度以降3年間で、すべての一級水系の一部の区間で試行。中小河川については、情報の把握・提供手法について検討後、具体化。	国の試行後に検討	-	-	河川課
住民からの土砂災害の前兆情報を収集し、行政からの避難情報等を伝達する双方向システムの全国展開	平成17年度以降3年間で過去10年間に大規模な災害を受けた約400市町村で実施	土砂災害情報相互通報システムを全県下整備。 土砂災害連絡員制度創設	平成15～17年度4市においてモデル事業実施。数年の検証期間後全県展開を図る 市町村の自主防災組織、自治会組織を活用した土砂災害連絡員制度創設を17年度より実施	・総流防事業(情報基盤総合整備事業) ・県単洪水・土砂災害警戒避難支援情報提供事業	砂防課

国が実施する施策	期間・数値目標等	島根県が実施する施策	期間・数値目標等	展開手法	担当
(3) 受け手に情報が確実に伝わるための体制整備					
浸水想定区域内の住民に対して警戒水位、危険水位の到達情報の確実な伝達と警戒水位以上の水位情報の公表	次期通常国会に向けて水防法改正を検討。	浸水想定区域内（水防警報河川）の住民に対して避難の目安となる特別警戒水位の設定と確実な伝達及び住民への周知	水防警報河川において避難の目安となる特別警戒水位を設定、情報伝達系統の確立及び住民への周知について平成17年出水期までに実施。 平成18年度以降5ヶ年でシステム整備を実施。	・直営 ・総流防事業（情報基盤総合整備事業）	河川課
市町村が避難勧告等の情報を発令するに際して、河川管理者等が保有するダム放流警報用スピーカー、電光掲示板などを市町村に開放	平成16年度中にガイドラインを作成し、使用ルール等の整理の後、平成17年度から開放。より効果的効率的な活用を検討するため、地方整備局で試行。	国の試行後に検討	-	-	河川課 (河川開発室)
河川管理者が保有するCCTV等による画像情報の自治体・報道機関等への積極的な提供	平成16年度中にガイドラインを作成。平成17年度以降、沿川の希望する全ての自治体・報道機関等と調整し、提供先を拡大。	洪水予報河川及び浸水被害常襲地帯河川においてCCTVカメラを設置し画像情報を沿川自治体や防災機関に提供	平成18年度以降5ヶ年で洪水予報河川を中心にCCTVカメラを設置。	・総流防事業（情報基盤総合整備事業）	河川課
2. 平常時からの防災情報の共有の徹底					
(1) 浸水想定区域等の区域指定の拡大					
洪水到達時間や過去の洪水実績と降雨量の関係など、どの程度の雨で、いつ頃危険かといった身近な河川等の情報の住民への周知	平成16年度中にマニュアルを作成し、主要な中小河川約1900河川で平成17年度以降3年間で実施。	身近な河川等の情報を沿川住民へ周知	平成17年度から4年間で実施。 (ハザードマップに記載)	・説明会等	・河川課 ・土木建築事務所 ・市町村
浸水想定区域の指定・公表を義務化する河川の拡大 都道府県知事が行う浸水想定区域の指定・公表に要する調査経費に対する助成	主要な中小河川である水防警報河川における浸水想定区域の指定・公表の義務化について、次期通常国会に向けて水防法の改正を検討。 平成17年度予算において制度を要求中。 これにより、平成17年度以降5年間で、約1900河川の浸水想定区域を指定・公表。	水防警報河川の追加指定を行い、順次浸水想定区域の指定・公表（義務化） 水防警報河川と一体的な地域の河川においても浸水予想区域を公表	平成17年の出水期までに水防警報河川の追加指定を行い、すべての水防警報河川は平成17年度から3年間で浸水想定区域の指定・公表を実施。 水防警報河川以外の主要な河川においても義務化河川と一体的に浸水予想区域の公表を実施。	・総流防事業（浸水想定区域図等調査） ・県単洪水・土砂災害警戒避難支援情報提供事業	・河川課 ・土木建築事務所

国が実施する施策	期間・数値目標等	島根県が実施する施策	期間・数値目標等	展開手法	担当
土砂災害警戒区域の指定を緊急に全国展開	平成17年度以降5年間で、過去5年間に大規模な災害を受けた箇所や災害時要援護者施設を含む箇所約6000箇所を指定。うち、平成17年度は約1000箇所を緊急指定	全県下の土砂災害警戒区域の先行指定を行う。	全県下の土砂災害警戒区域の先行指定を平成21年度までに行う。土砂災害特別警戒区域については、市部及び周辺既着手町村より順次指定を行う。	・総流防事業（砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査）	・砂防課
(2) ハザードマップの全国的緊急配備					
主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップ作成・公表の義務付け 市町村が行う洪水ハザードマップの作成・公表に要する調査経費に対する助成	主要な中小河川にかかる洪水ハザードマップの作成・公表の義務化について、次期通常国会に向けて水防法改正を検討。平成17年度予算において制度を要求中。これにより、平成17年度以降5年間で、約2300市町村で作成・公表。	浸水想定区域図(義務化)及び浸水予想区域図の提供を受けた市町村への洪水ハザードマップ作成・公表の働きかけ及び支援	浸水想定区域図提供(水防警報河川)沿江市町村について、平成17年度から4年間で洪水ハザードマップを整備するよう働きかけと支援を実施。また、水防警報河川以外の主要な河川においても洪水ハザードマップの作成の支援を実施。	・総流防事業（浸水想定区域図等調査） ・県単洪水・土砂災害警戒避難支援情報提供事業 ・説明会等	・河川課 ・土木建築事務所 ・市町村
土砂災害ハザードマップを土砂災害の恐れのある地域での作成・公表	土砂災害警戒区域の指定にあわせて平成17年度以降5年間で約6000箇所での作成・公表を実施	土砂災害警戒区域(土砂災害危険箇所)及び浸水想定区域をあわせてハザードマップデータを全市町村に提供。	GISによるハザードマップの基礎資料となるデータを平成17年度より提供。	・県単洪水・土砂災害警戒避難支援情報提供事業	砂防課
(3) 水害等に適合した避難場所の総点検への支援					
水害等に適合した避難場所の総点検と全面的な見直し	平成17年度から、ハザードマップの作成・公表にあわせて、市町村が行う見直しを支援。	豪雨災害時等の避難場所の総点検を推進	洪水・土砂災害ハザードマップ作成・公表にあわせて、市町村が行う避難場所見直しの支援を平成17年度から実施。	・総流防事業（浸水想定区域図等調査） （情報基盤総合整備事業）	河川課 砂防課 土木建築事務所 市町村

国が実施する施策	期間・数値目標等	島根県が実施する施策	期間・数値目標等	展開手法	担当
3. 迅速かつ効率的な防災施設の機能の維持向上					
(1) 防災施設の整備状況の調査・評価・公表					
地域の災害安全度や防災施設の整備状況の調査・評価・公表及びその結果に基づいた整備進捗の管理	平成17年度から実施。	河川現況、水防情報の電子化を実施 土砂災害連絡員制度の創設。 施設点検管理の強化	平成17年度で河川整備現況、水防情報等を電子化。(ハザードマップに記載) 「土砂災害連絡員制度」を平成17年度より実施し、住民からの施設変状情報を収集する 河川等施設について、巡視・点検を強化し、出水期後に結果をまとめ課題を整理 砂防関係点検要領に基き、施設点検を強化。	・県単洪水・土砂災害警戒避難支援情報提供事業 ・直営	・河川課 ・砂防課 ・土木建築事務所
(2) 堤防の質的強化					
計画高水位に達するような高い水位が長時間続いても容易に壊れないよう堤防の質的強化対策の実施	平成17年度以降5年間で、直轄河川についてはすべての堤防の詳細点検を完了。中小河川の主要な区間については平成16年度に作成した点検・対策ガイドラインに基づき、堤防現況図(カルテ)を作成。点検結果、背後地の重要性、被災した場合の被害の程度等を勘案して優先整備区間を定め、順次実施。	中小河川の漏水実績のある主要な区間において堤防現況図の作成	漏水実績のある三隅川、飯梨川、後溢川、伯太川を平成17年度に点検し堤防カルテを作成。	・直営	・河川課 ・土木建築事務所
(3) 防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用					
降雨予測技術の進展も踏まえた、ダム機能をより効果的に発揮させるための操作ルールの変更	平成16年度中に雨量データの分析を行い、ガイドラインを作成。平成17年度から、直轄水機構のすべてのダムについて速やかに事前放流等について検討し、その結果に基づき、操作規則の変更も含めて随時実施。一定規模以上の補助ダムについても同様に実施。	国の対応後に検討	-	-	河川課 (河川開発室)

国が実施する施策	期間・数値目標等	島根県が実施する施策	期間・数値目標等	展開手法	担当
4. 地域の防災対応力の再構築					
(1) 災害時要援護者への対応					
高齢者等の災害時要援護者の円滑な避難行動支援のための仕組みの整備	関係省庁と連携し、平成16年度中に避難支援のガイドラインを作成。	国・県・市町村・関係機関と連携を図り対応	検討会を開催し、災害情報協議会の設置を検討。避難支援ガイドラインに基づき、消防防災部局との連携により豪雨災害防止に係る啓発活動を実施。	・協議会 ・タウンミーティング ・連絡員制度	・河川課 ・砂防課 ・土木建築事務所 ・市町村
(2) 水防活動等の体制強化					
水防団員の労苦に報いる条件整備	次期通常国会に向けて水防法改正を検討。	国・県・市町村・関係機関と連携を図り対応	〃	〃	〃
水防活動に協力するNPO等と水防団が連携する制度の創設	次期通常国会に向けて水防法改正を検討。	国・県・市町村・関係機関と連携を図り対応	〃	〃	〃
(3) 地下空間における避難誘導体制の構築					
大規模な地下空間の管理者に洪水時の避難確保計画の作成を義務付け	次期通常国会に向けて水防法改正を検討。	国・県・市町村・関係機関と連携を図り対応	〃	〃	〃
5. 河川管理者の防災体制の総点検と改善					
国及び地方の河川管理者の災害時の危機管理体制や平常時の対応等を総点検	国については平成16年中、地方については来年の出水期までに結果をとりまとめ	災害時の危機管理体制及びそのための平常時の対応を総点検	河川等管理施設の維持管理における巡視・点検運用方針の作成とフォローアップ 砂防設備点検要領、傾斜地関係施設点検要領を、より実効あるものにするためのフォローアップを実施 島根県水防計画改訂による防災体制の強化	・直営	・河川課 ・砂防課 ・土木建築事務所

